浦添市告示第131号

悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の一部改正について

悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第３条及び第４条基づく規制地域の指定及び規制基準の設定（平成24年浦添市告示第42号）の一部を次の通り改正する。

令和８年11月20日

浦添市長　松本　哲治

記

２の(1)から(3)までを削り、２の(4)を(1)とし、２の(1)中「第３表」を「第２表」に改め、２の(5)を(2)とし、(6)を(3)とする。

第２表を削り、第３表を第２表とする。

附　則

この告示は、公示の日から施行する。

悪臭防止法に「基づく規制地域の指定及び規制基準の設定の新旧対照表

改訂後	現行
悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定 平成 24 年3月 30 日 告　示　第　42　号 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号。以下「法」という。）第3条の規定による工場その他の事業場（以下「事業場」という。）における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出（漏出を含む。）を規制する地域を次の1のとおり指定し、同法第4条の規定による当該規制地域についての規制基準を次の2のとおり定め、平成 24 年4月1日から施行する。 平成 24 年3月 30 日 浦添市長　儀　間　光　男 1　事業場において発生する悪臭原因物の排出を規制する地域 第1表のとおりとする。 2　指定地域内の事業場において発生する悪臭原因物の規制基準 （削除） （削除）	悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定 平成 24 年3月 30 日 告　示　第　42　号 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号。以下「法」という。）第3条の規定による工場その他の事業場（以下「事業場」という。）における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出（漏出を含む。）を規制する地域を次の1のとおり指定し、同法第4条の規定による当該規制地域についての規制基準を次の2のとおり定め、平成 24 年4月1日から施行する。 平成 24 年3月 30 日 浦添市長　儀　間　光　男 1　事業場において発生する悪臭原因物の排出を規制する地域 第1表のとおりとする。 2　指定地域内の事業場において発生する悪臭原因物の規制基準 （1）　法第4条第1項第1号に規定する敷地の境界線の地表における特定悪臭物質の規制基準 第2表のとおりとする。 （2）　法第4条第1項第2号に規定する排出口における特定悪臭物質の規制基準

（削除）	法第４条第１項第１号に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和 47 年総理府令第 39 号。以下「規則」という。）第３条に定める方法により算出して得た流量とする。 （3）　法第４条第１項第３号に規定する敷地外に排出される排出水中における特定悪臭物質の規制基準 法第４条第１項第１号に定める規制基準を基礎として、規則第４条に定める方法により算出した濃度とする。
（1）　法第４条第２項第１号に規定する敷地の境界線の地表における臭気指数の規制基準 第２表のとおりとする。	（4）　法第４条第２項第１号に規定する敷地の境界線の地表における臭気指数の規制基準 第３表のとおりとする。
（2）　法第４条第２項第２号に規定する排出口における臭気排出強度及び臭気指数の規制基準 法第４条第２項第１号に定める規制基準を基礎として、規則第６条の２に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数とする。	（5）　法第４条第２項第２号に規定する排出口における臭気排出強度及び臭気指数の規制基準 法第４条第２項第１号に定める規制基準を基礎として、規則第６条の２に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数とする。
（3）　法第４条第２項第３号に規定する敷地外に排出される排出水における臭気指数の規制基準 法第４条第２項第１号に定める規制基準を基礎として、規則第６条の３に定める方法により算出した臭気指数とする。	（6）　法第４条第２項第３号に規定する敷地外に排出される排出水における臭気指数の規制基準 法第４条第２項第１号に定める規制基準を基礎として、規則第６条の３に定める方法により算出した臭気指数とする。

第１表

	規制基準の種類	区域の区分	区域	備考
浦添市	臭気指数	Ａ区域	第１種低層住居専用地域 第２種低層住居専用地域 第１種中高層住居専用地域 第２種中高層住居専用地域 第１種住居地域 第２種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域	第１図のうち実線で表示した区域
		Ｂ区域	準工業地域 工業地域 工業専用地域	
		Ｃ区域	Ａ区域及びＢ区域を除く浦添市の区域	

備考

１　この表において、第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域、第１種中高層住居専用地域、第２種中高層住居専用地域、第１種住居地域、第２種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第８条第１項第１号の規定に定められた地域をいう。

２　規制する地域の詳細図面は、浦添市環境保全課に備え置き、閲覧に供する。

第１表

	規制基準の種類	区域の区分	区域	備考
浦添市	臭気指数	Ａ区域	第１種低層住居専用地域 第２種低層住居専用地域 第１種中高層住居専用地域 第２種中高層住居専用地域 第１種住居地域 第２種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域	第１図のうち実線で表示した区域
		Ｂ区域	準工業地域 工業地域 工業専用地域	
		Ｃ区域	Ａ区域及びＢ区域を除く浦添市の区域	

備考

１　この表において、第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域、第１種中高層住居専用地域、第２種中高層住居専用地域、第１種住居地域、第２種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第８条第１項第１号の規定に定められた地域をいう。

２　規制する地域の詳細図面は、浦添市環境保全課に備え置き、閲覧に供する。

（削除）

第２表

特定悪臭物質 ＼ 区域の区分	A 区域	B 区域
アンモニア	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02
イソバレルアルデヒド	0.03	0.006
イソブタノール	0.9	4
酢酸エチル	3	7
メチルイソブチルケトン	1	3
トルエン	10	30
スチレン	0.4	0.8
キシレン	1	2
プロピオン酸	0.03	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004

（単位：ppm）

備考

この表において、A区域及びB区域とは、第１表の区域の区分欄に掲げるそれぞれの区域をいう。

第２表

区分	A 区域	B 区域	C 区域
許容限度（臭気指数）	15	18	21

備考

この表において、A区域、B区域及びC区域とは、第１表の区域の区分欄に掲げるそれぞれの区域をいう。

第３表

区分	A 区域	B 区域	C 区域
許容限度（臭気指数）	15	18	21

備考

この表において、A区域、B区域及びC区域とは、第１表の区域の区分欄に掲げるそれぞれの区域をいう。